

第4章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

1 農山漁村の活性化に向けて

(1) 農山漁村活性化の取組

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、地域の活性化と地域コミュニティの再生を支援する取組として「都市農村共生・対流総合対策交付金」が平成25（2013）年度に創設され、九州においてもこれまで36地域でこの交付金が活用されました。

また、平成27（2015）年12月、九州各地のグリーン・ツーリズムの実践者等が一同に会する九州グリーン・ツーリズムシンポジウムが佐賀県下において行われました。

【九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2015in佐賀】

（主催：九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2015実行委員会）

民間主導となって8回目を迎える「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム」が、平成27（2015）年12月2～3日の2日間、『「食う・寝る・遊ぶ」さがん時間』をテーマに佐賀県で開催されました。

1日目は県内5つのエリアに分散して分科会を行い、各地オリジナルの田舎体験等を行い、夜は民泊等での交流会で親睦を深めました。

2日目は「唐津市文化体育館」に集合し、全体シンポジウムとしてパネルディスカッションや参加者による検討会を行い、その後の大交流会により更なる交流を深めました。

今回も九州内外から約400名が集まり、「グリーン・ツーリズム先進地 九州」を再実感できる大会でした。



全体シンポジウムの様子



大交流会の様子

さらに、子供たちが、農山漁村での農作業・宿泊体験等を通じて、農山漁村のありのままを知り、ものの見方や考え方を深め、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心を育むなど、力強く成長してもらうことを目的に、農林水産省、文部科学省、総務省、環境省が連携して、農山漁村における宿泊体験活動の取組を推進しています。

九州各地で、「都市農村共生・対流総合対策交付金」等を活用して、受入側の協議会等の体制整備を行うとともに、各地の様々な自然、農林漁業、農産物の加工、農村工芸及び伝統芸能等の地域資源を活かした体験メニュー・プログラムを整備し、子供の受入れを行っています。

【子供農泊体験等受入れの取組（長崎県南島原市）】

一般社団法人南島原ひまわり観光協会は、地域の人々と来訪者の交流の中で互いが感動し、心の通った体験の提供を目指し、受入側の体制整備を行ってきました。



出迎えの様子

平成26（2014）年度には主に関西等から42校9,841人の修学旅行受入れを行い、農家での農作業体験や郷土料理の調理体験を通して生徒と農家との交流を深めています。

修学旅行生の受入時に「入村式」を行い、受入農家との顔合わせや注意事項の説明を行うことで、その後のスムーズな受入れにつながっています。

また、平成26（2014）年度は、学校の教育カリキュラムの一環として、地元小学校11校46人の1泊2日の農家民泊体験と農作業体験を受け入れており、農家民泊や日帰り農作業体験を行うことで、自分の住んでいる田舎の「食、農、暮らし、文化」を伝える良い機会となっています。

農家にとっても、地元の子供たちと交流する良い機会となっており、子供たちからたくさんの笑顔と元気をもらっています。

南島原ひまわり観光協会では、子供たちに、体験活動を通して教科書では学べない「社会性」、「知恵」を学んで欲しいと願っています。



稲わら回収作業の様子

農林水産省は、県又は市町村が農山漁村の活性化を図るために、農山漁村活性化法※に基づき活性化計画を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組に対して、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により支援しています。

九州では、平成26（2014）年度までに7県148市町村で活性化計画が策定されており、平成27（2015）年度は新たに20件の活性化計画が策定され、継続分と合わせて47件の活性化計画に基づく事業が行われています。

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の活用事例

【地域連携販売力強化施設の整備を通じた地域活性化（福岡県川崎町）】 ～安真木地区活性化計画～

川崎町は福岡市と北九州市のほぼ中間に位置し、安真木地区には豊かな自然や歴史文化などの地域資源があることから、近年福岡市や北九州市からも観光客が訪れていますが、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでおり、基幹産業である農産物の売上増大が課題でした。

このため、平成25（2013）年に隣接する農産物直売所の販売力強化と、町内産の高品質で安心・安全な米、野菜、果物などの農産物の魅力を「食」を通してPRし、生産者の所得向上につながる施設として、ビューッフェ形式のレストラン「ベジライスダイニング穀×極」をオープンしました。



施設の外観



店内の様子

観光シーズンにはバスツアーなどの団体予約も入り、観光スポットと連携した集客により、来客数は増加しています。

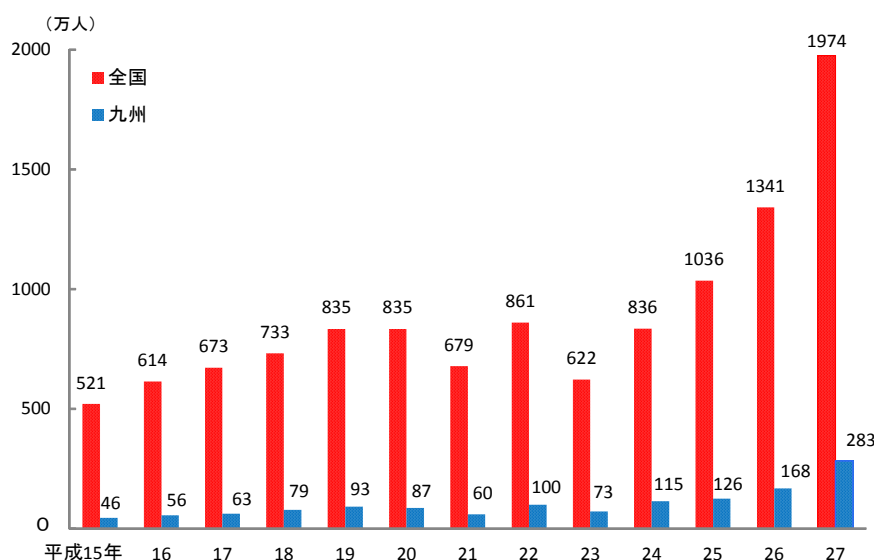
また、レストランで提供する料理に適した新しい品種の野菜が生産・出荷されるなど、生産者の生産意欲や意識も向上し、今後ますます農産物直売所とレストランの連携による交流人口の増加と販売力の向上が期待されます。

※ 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」

（２）訪日外国人旅行者（インバウンド）の受入拡大

九州に入国した訪日外国人旅行者は平成27（2015）年には283万人と過去最高を記録するなど、近年大きく増加しています（図4-1）。九州農政局では、訪日外国人旅行者を農山漁村に誘致し、農山漁村を活性化する取組を推進しています。

図4-1 訪日外国人旅行者の推移



九州は、入国管理統計と特例上陸（「出入国管理及び難民認定法」による寄港地上陸※1・船舶観光上陸※2：H27は約79万人）を合計しています。

全国は、入国管理統計と特例上陸を合計したものから、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除いています。

※1 寄港地上陸とは、日本を経由して日本以外に向かう船舶等の乗客に対し、買物や休養のために寄港した港の近傍に72時間以内の上陸をすること

※2 船舶観光上陸とは、法務大臣が指定するクルーズ船に乗っている外国人が観光のために上陸すること

資料：全国は日本政府観光局公表資料、九州は法務省「出入国管理統計」

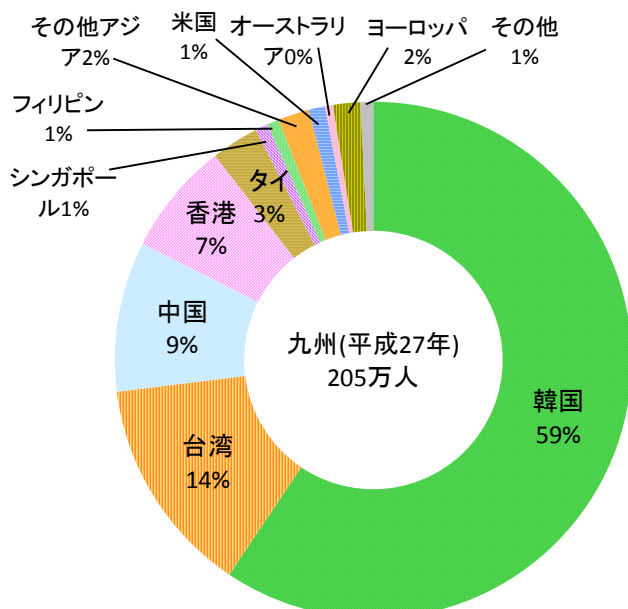
図4-2 九州に入国した外国人の国・地域別割合

九州は、定期航空路線がアジア地域中心であるため、アジア地域からの入国者が多くなっています。

特に距離的に近い韓国からの入国者が最も多く、59%を占めています（図4-2）。

このため、九州に入国する外国人旅行者の滞在日数は、3日間以内や4～6日間といった比較的短期間の滞在が多くなっています。

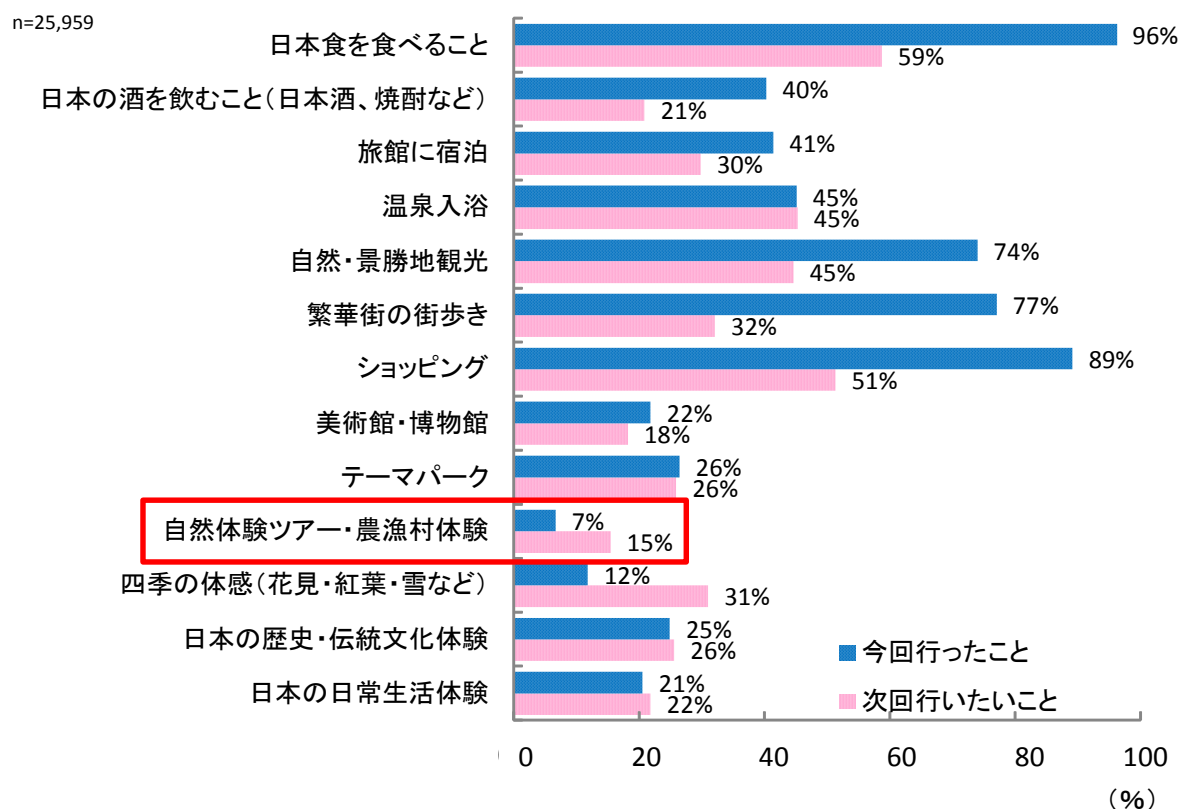
観光・レジャー目的の訪日外国人旅行者へのアンケートによれば、今回の日本滞在中に行ったことの中では、「日本食を食べること」が96%と最も多くなっています。



資料：平成27年法務省「出入国管理統計」
※特例上陸を除く外国人入国者数

一方で、「自然体験ツアー・農漁村体験」を行った訪日外国人旅行者は7%と低くなっていますが、次回行いたいことでは15%と大きく増加しています(図4-3)。

図4-3 訪日外国人旅行者が今回の日本滞在中に行ったこと及び次回したいこと（複数回答）



資料：観光庁「平成27年訪日外国人消費動向調査」

九州への入国が多い、韓国、中国、台湾、香港における出発前の情報源としては、「個人のブログ」や「旅行会社ホームページ」との回答が多くなっています。特に韓国では「個人のブログ」が57%と非常に多くなっています(表4-1)。

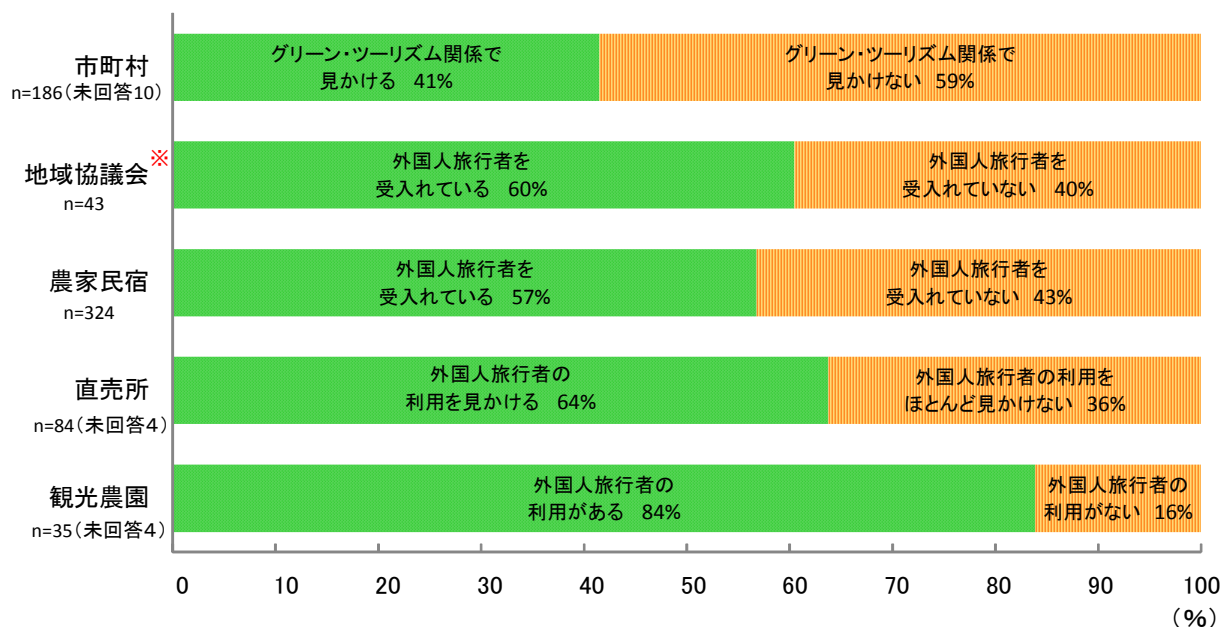
表4-1 外国人旅行者が出発前に得た旅行情報源で役立ったもの（複数回答）

	韓国	中国	台湾	香港
1位	個人のブログ (57%)	旅行会社ホームページ (25%)	個人のブログ (41%)	日本政府観光局 ホームページ (40%)
2位	旅行ガイドブック (24%)	自国の親族・知人 (24%)	日本政府観光局 ホームページ (30%)	旅行専門誌 (35%)
3位	旅行会社ホームページ (16%)	旅行ガイドブック (22%)	旅行会社ホームページ (29%)	個人のブログ (33%)

資料：観光庁「平成27年訪日外国人消費動向調査」

九州農政局では、訪日外国人旅行者の利用状況等を把握するため、グリーン・ツーリズム関係施設等にアンケートを実施しました。この結果、6割程度の農家民宿や直売所では「外国人旅行者の利用がある」と回答しています（図4-4）。

図4-4 グリーン・ツーリズム関係施設等の外国人旅行者利用状況



資料：九州農政局「グリーン・ツーリズム関係施設等へのアンケート結果（平成27年12月実施）」

また、これまでに外国人旅行者受入のために行ってきた主な取組としては、外国語表記パンフレットの作成や指さし会話帳の準備などが上げられています（表4-2）。

Yubisashi

体調
Physical condition

どこが痛いですか？
Where does it hurt?

頭 Head	耳 Ear	目 Eye	鼻 Nose	歯 Tooth	のど Throat
首 Neck	肩 Shoulder	心臓 Chest	胃 Stomach(gastric)	腸 Stomach(intestine)	横腹 Stomach(flank)
腰 Hip	肘 Elbow	膝 Knee	指 Finger	足の裏 Sole of the foot	お尻 Butt

日本国内の法律によって、ホストファミリーからゲストへの飲み薬の提供はできません。
By Japanese law, host family cannot provide any medicinal drink to guest(s).

病院に行きますか？
Do you want to go to a hospital?

病院へ連れてってください。 Please take me to a hospital.	もう少し様子を見て判断します。 I will wait and see for a little.	その必要はありません。 It is not necessary.
--	--	-------------------------------------

資料：指さし会話帳
（豊後高田市グリーン・ツーリズム推進協議会）

※地域協議会とは、教育旅行等の受入先となる農家民宿実践者や企画・運営を行う事務局等で構成される窓口的な組織。

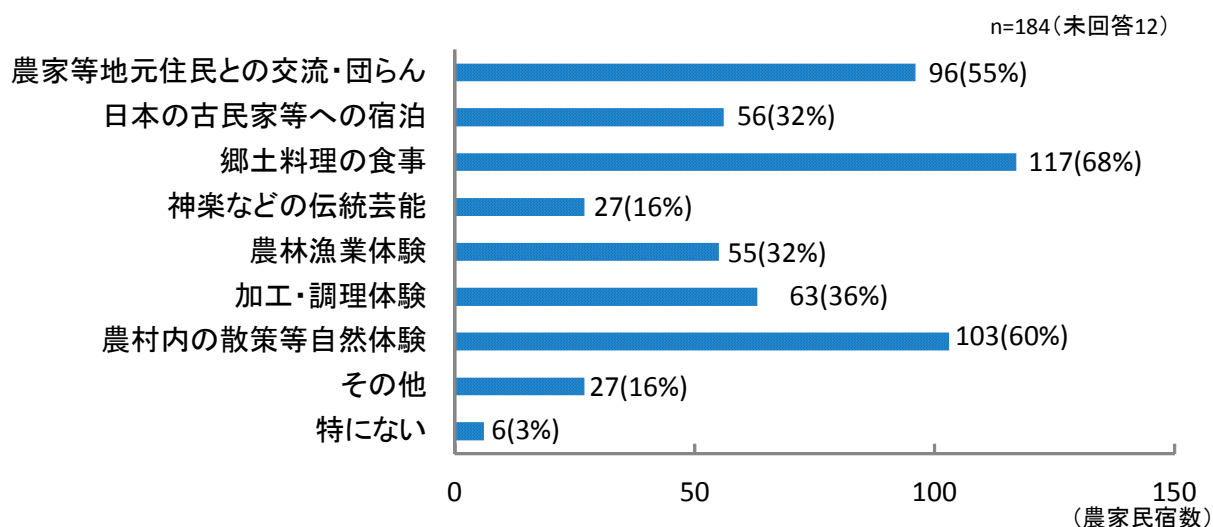
表 4-2 外国人旅行者受入のためにやってきた主な取組（複数回答）

	市町村	地域協議会	農家民宿	直売所	観光農園
外国語表記のパンフレット作成	39%	28%	13%	17%	7%
Wi-Fi等のネット環境整備	30%	4%	19%	32%	0%
指さし会話帳の準備又は提供	—	28%	37%	15%	14%
研修会の開催やマニュアル提供	—	32%	—	—	—
チェックイン時のトイレ・風呂の利用説明	—	—	54%	—	—
特に行っていない	35%	20%	24%	42%	64%

資料：九州農政局「グリーン・ツーリズム関係施設等へのアンケート結果（平成27年12月実施）」

農家民宿において、外国人旅行者に喜ばれた農山漁村体験としては、「郷土料理の食事」が68%、「農家等地元住民との交流・団らん」が55%と多くなっています（図 4-5）。交流・団らんは、言葉が通じなくても問題なかったとの声が多く聞かれました。

図 4-5 外国人旅行者に喜ばれた農山漁村体験（複数回答）

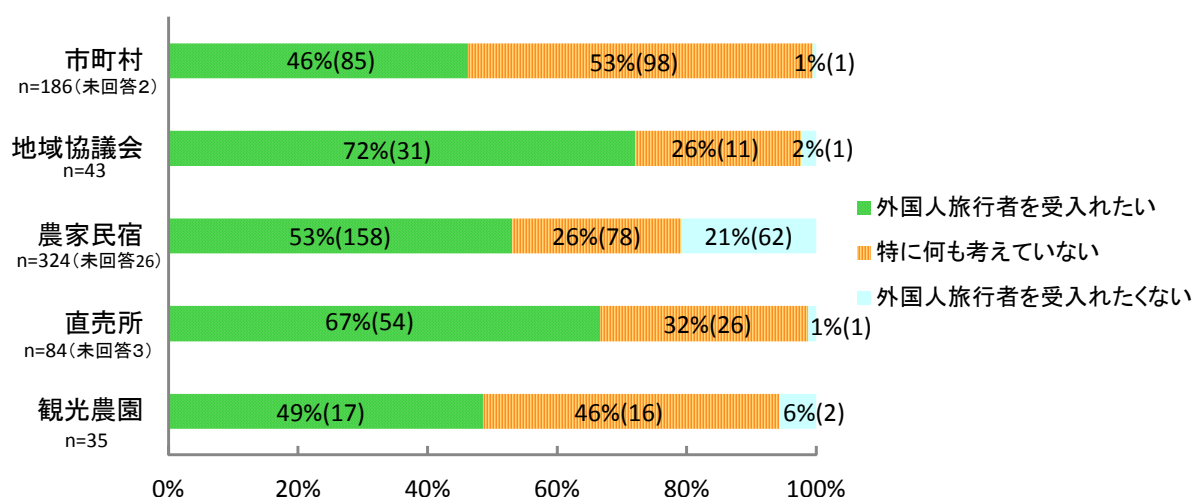


資料：九州農政局「グリーン・ツーリズム関係施設等へのアンケート結果（平成27年12月実施）」

今後の受入希望については、農家民宿を除いては「受け入れたくない」との回答はほとんどありませんでした（図 4-6）。

「受け入れたくない」と回答した農家民宿の8割以上は外国人旅行者を受け入れている農家民宿です。この「受け入れたくない」理由として、「外国語が分からない」（69%）、「文化や風習の違い」（44%）等をあげています。

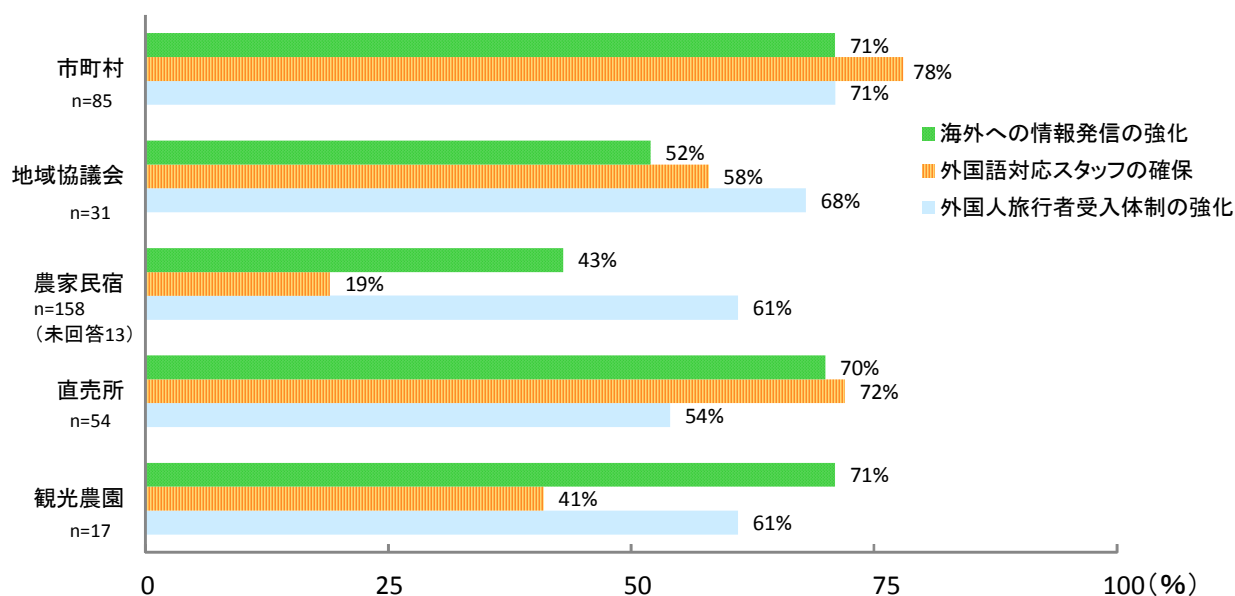
図 4-6 今後の外国人旅行者受入の意向



資料：九州農政局「グリーン・ツーリズム関係施設等へのアンケート結果（平成27年12月実施）」

また、外国人旅行者受入拡大のための課題としては、農家民宿では「外国人旅行者受入体制の強化」（61％）、直売所では「外国語対応スタッフの確保」（72％）、観光農園では「海外への情報発信の強化」（71％）などの回答が多くなっています（図 4-7）。

図 4-7 外国人旅行者受入拡大のための課題



資料：九州農政局「グリーン・ツーリズム関係施設等へのアンケート結果（平成27年12月実施）」

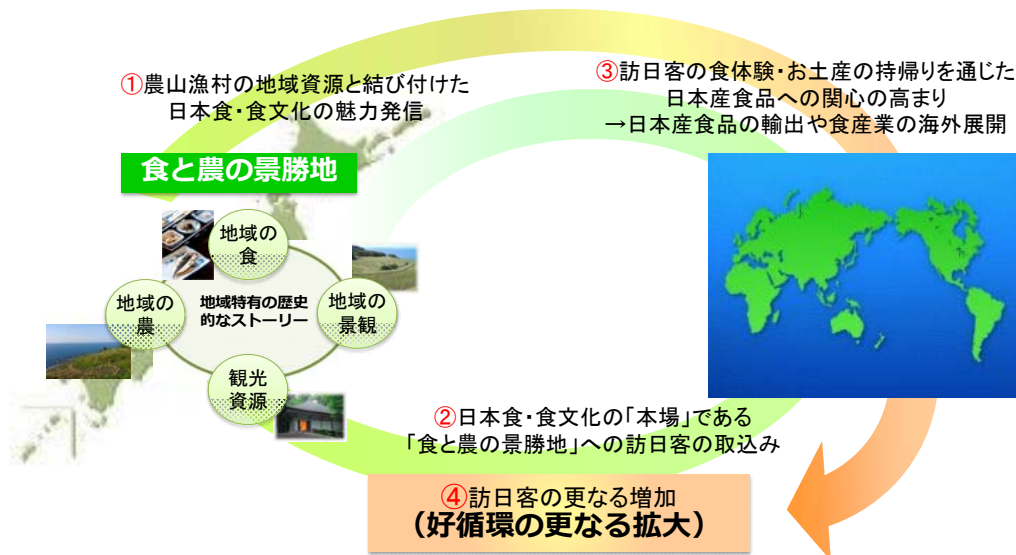
農林水産省では、訪日外国人旅行者の誘致による農山漁村の活性化を図るため、関係機関と連携の下、海外への情報発信や農産物の購入拡大につながる取組などを支援しています。

平成27（2015）年には、訪日外国人旅行者の農林漁業体験民宿への滞在を促進するため、観光庁と連携し、統一的なシンボルマーク「Japan. Farm Stay」を制定しました。九州では福岡県八女市やめしの農家民宿おおみちだに「大道谷の里」が第1号として登録され、訪日外国人旅行者向けグリーン・ツーリズムを紹介する英語のサイト「Authentic Visit Japan」（<http://authentic-visit.jp/>）に掲載しています。



平成28（2016）年度からは、地域特有の食とその食材を生産する農林水産業や景観を一体的に海外に発信し、訪日外国人を中心とした観光客を農山漁村へ誘致する取組を「食と農の景勝地」として認定する仕組みを創設したところです（図4-8）。

図4-8 食と農の景勝地の情報発信による好循環（イメージ図）



また、地域活性化と世界農業遺産のさらなる活性化につなげるため、将来に受け継がれるべき伝統的な農林水産業システムを認定する「日本農業遺産制度」を創設しています。

訪日外国人旅行者の受入体制を強化する取組としては、外国人旅行者の広域観光周遊ルートとして国土交通大臣が認定した「温泉アイランド九州」と連携した「農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業」により多言語表示板の設置など外国人が農林水産物を購入しやすい環境整備の支援をしています。

「おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業」では、外国人旅行者が購入した農産物を持ち帰る際の検疫手続きの利便性を高めるため、平成27（2015）年度には福岡県の観光農園や直売所で外国人旅行者が購入したいちごを輸出検査を済ませた上で空港で受け取れる仕組みを構築するなど、モデル的な取組の支援を行いました。

（３）農業と医療・福祉との連携

医福食農連携とは、医療・福祉分野と食品・農業分野が連携し、薬用作物の国内生産、機能性を有する農林水産物・食品や介護食品の開発・普及、農作業を活用した障がい者・高齢者等への支援等を行う取組です。この取組を通じて超高齢社会に対応しながら産業の高付加価値化等を図り、農業・食品産業を活性化するとともに、「食」と「農」を基盤とした健康長寿社会を構築していく必要があります。

（薬用作物の産地化に向けた取組）

国内の漢方製剤・生薬に関心が高まる中、原料となる薬用作物は多くを海外からの輸入に依存しており、漢方薬メーカー等の実需者は、国内原料の安定供給を求めています。

このため、農林水産省は、厚生労働省及び日本漢方生薬製剤協会と連携し、産地サイドと実需者サイド双方の薬用作物に関する情報交換や情報共有を目的として、全国８ブロックにおいて、薬用作物の生産及び需給情報等に関する会議を開催しました。



九州ブロック会議

九州ブロック会議は、平成27（2015）年9月29日に熊本市で開催され、産地化を志向する県

・市町村の担当者、生産者等から約120人の参加がありました。

（障がい者の農業就労の促進）

近年、福祉施設等において健康目的、生きがい目的として農作業を活用する取組が全国で見られます。また、職業として農業分野に就労する障がい者の方も増えてきています。

こうした取組を更に拡大していくため、平成25（2013）年10月より九州農政局ホームページに「農業分野における障がい者就労」を開設し、各種支援制度を紹介したパンフレットや就労マニュアルの掲載、その他障がい者雇用状況の集計結果、障がい者就農の事例等有効な情報を随時提供しています。

併せて、ホームページの開設と同時に、農業関係者、福祉関係者、行政機関等を対象とした「九州農政局農業分野での障がい者就労・雇用促進ネットワーク」を開設し、加入者間相互で直接情報交換が図られる環境整備を整えました。加入者には毎月（平成27（2015）年度は12回配信）メールマガジンを配信し、各種情報の提供を行っています。

2 農業・農村機能の維持と地域資源の保全

(1) 農業・農村の持つ多面的な機能

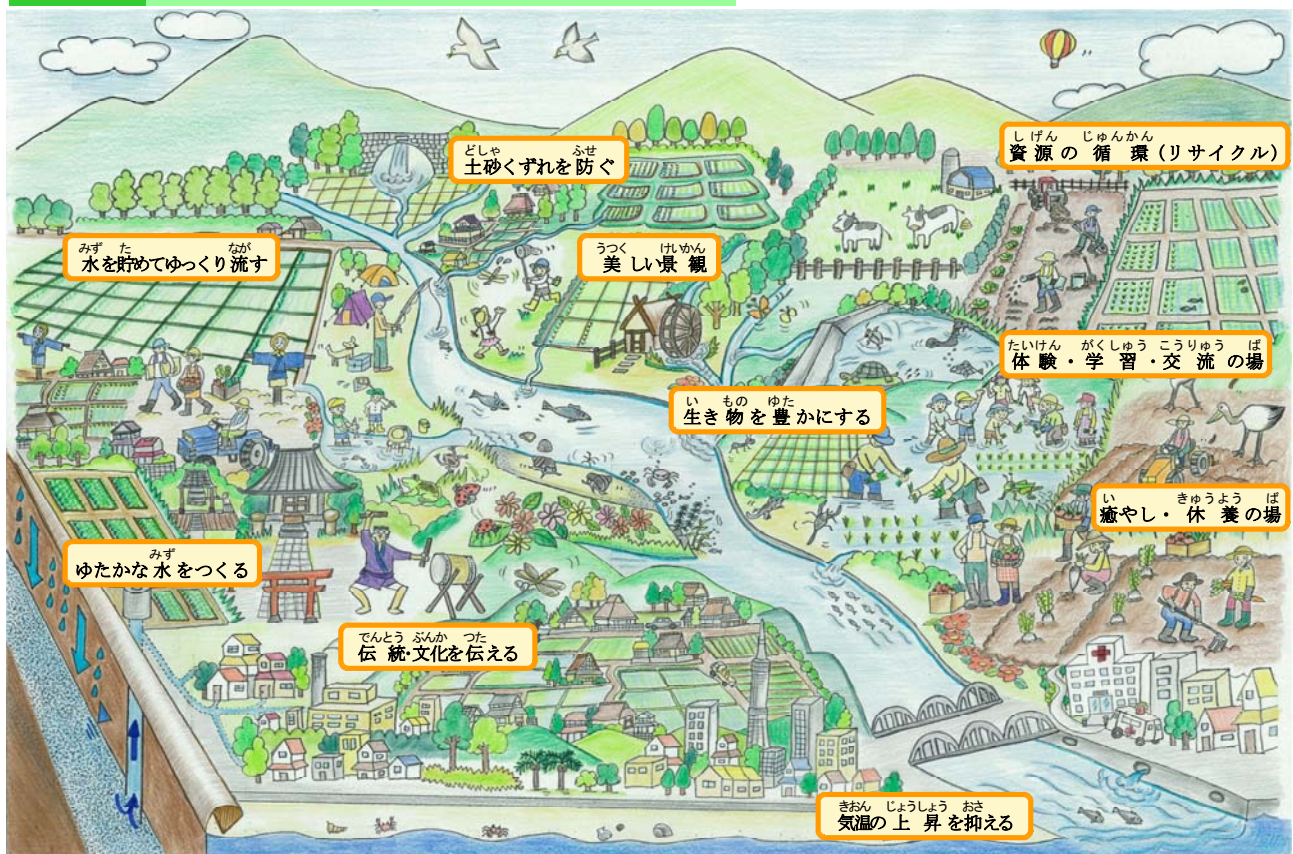
ア 農業・農村の持つ機能とその重要性

農業・農村は、食料を供給する役割だけでなく、農業生産活動を通じて発揮される国土の保全、水源の^{かんよう}涵養、生物多様性の保全、美しい景観の形成、文化の継承等、様々な役割を果たしています。

その役割による効果は、私たちの生活と密接に関わり、自然災害の軽減や豊かな水資源の供給、心身を癒やし、心の豊かさを育むといった形で国民全体が日々の生活の中で恩恵を受けています（図4-9）。

このような農業・農村の多面的機能が十分に発揮され続けるためには、農業・農村が持続的に発展することが大切です。

図4-9 農業・農村の持つ多面的機能



資料：九州農政局作成

イ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮につながる取組

近年、農業・農村の持つ多面的機能に着目し、①先祖が残してきた田園風景、歴史・文化などの地域資源を活用して都市と農村とが交流する取組、②生きものを守り育みながら、農業や農耕文化・祭りの体験学習、農産物を生産しブランド化する取組などが行われるようになってきています。

①【中世^{しやうえん}荘園集落の姿を色濃く残す^{たしぶのしやうおさき}田染荘小崎地区—景観保全機能—】
【^{ぶんごたかだし}荘園の里推進委員会（大分県豊後高田市）】

小崎地区は、水田や水路、集落の「区割り」が、平安時代からそのままの形で現在まで継承されており、平成22（2010）年に重要文化的景観として国から選定されています。

地区では、荘園景観の保全や都市・農村交流による地域の活性化を目的に、地元住民により「荘園の里推進委員会」を平成11（1999）年に設立し、荘園の中心を成す水田や山林の景観をはじめ、歴史・文化、伝統芸能などの地域資源を活用して、荘園オーナー制度による都市住民と連携した景観保全、交流施設「ほたるの館」を中心とした都市・農村交流による地域おこしに取り組んでいます。



小崎地区田園風景



交流イベント（御田植祭）



小崎地区の女性部と郷土料理

②【メダカが息づく「癒やしの里」づくり—生物多様性保全機能—】
【^{おこば}尾木場地区めだかの里保全委員会（^{ひおきし}鹿児島県日置市）】

尾木場地区は、明治時代に開墾され約100年間にわたって守り継がれてきた棚田と水路やため池を、生きものの生息環境に配慮した施設に再整備し、共同作業によって棚田の保全、ため池等の管理に努めています。

地域資源を積極的に活用し、メダカを観察しながら「尾木場めだかの里散策と山菜狩り」、「高山ふるさと秋祭り」などのイベントや年間を通じた「米づくり体験」を行っています。また、交流をきっかけに減農薬栽培「尾木場棚田めだか米」に取り組み、消費者や生きものにやさしい米づくりを行っています。



尾木場地区のメダカの池



米づくり体験



めだか米

ウ 多面的機能の発揮につながる取組の普及

多面的機能の発揮につながる取組は徐々に増えてきていますが、一般の認知度は必ずしも高いとは言えません。このような取組を広げていくためには、農業そのものや農業・農村が持つ多面的機能に対する国民の理解と、その保全につながる活動への参加がとても大きな力となってきます。



田んぼなどに棲む生きものを展示して生物多様性保全機能等を説明
(夏休み親子消費者の部屋)

九州農政局では、消費者の方々が農業・農村の持つ様々な役割やその恩恵を身近に感じ・気づいていただけるよう、多面的機能や取組事例についての農産物直売所等でのリーフレット配布、農業フェア等の地域イベントやホームページ^{※1}での紹介等を行っています。

(2) 中山間地域等の活性化に向けて

九州における中山間地域は、総土地面積の7割を占めており、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮しています。

また、経営耕地面積や農家人口に占める中山間地域の割合も、それぞれ約5割となっており、重要な農業地域となっています(表4-3)。

一方で、中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により担い手が不足し、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されており、地域の活性化に向けた取組が求められています。

このため、農林

水産省では、中山間地域の活性化の取組を支援する中山間地域総合整備事業^{※2}等を実施しています。

表4-3 中山間地域の概要

区分	九 州		中山間地域の割合 ②/①(%)
	①	うち、 中山間地域 ②	
総土地面積 (km ²)	42,191	31,077	73.7
経営耕地面積(総農家) (ha)	367,315	174,036	47.4
農家人口 (販売農家) (千人)	865	428	49.5
うち、65歳以上 (千人)	316	165	52.2
耕作放棄地面積 (ha)	60,570	36,171	59.7

資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」(組替)

注1：農家人口とは、農林業センサス結果における農家世帯員数である。

2：耕作放棄地面積は、販売農家、自給的農家、土地持ち非農家の合計である。

3：中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分」(平成25年3月28日改定)における、中間農業地域及び山間農業地域を指す。

4：総土地面積の九州の値は、旧市区町村結果の合計である。

※1 九州農政局ホームページ「農業農村の多面的機能」

→http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/totishigen_tamen.html

【中山間地域で活性化施設整備による活性化の取組】

（鹿児島県 ^{あくねし}阿久根市 阿久根北部地区）

阿久根北部地区は鹿児島県の北西にある阿久根市の北部に位置し、かごしまブランド「そらまめ」、「実えんどう」の生産地域で営農に意欲のある地域です。

しかし、地区内にある10集落の関係者が一同に会する場所が無く、農産加工品の製造も他地域の施設まで足を運ばなければならない状況でした。

このような中、平成25（2013）年度中山間地域総合整備事業により活性化施設を整備したことにより、地域一体での営農座談会等が開催されるとともに、生活改善グループが加工品の製造を行い、販売可能な商品開発を行っています。

また、地域の小学校や保育園の子供たちとそばの栽培からそば打ち・試食までの農業体験を企画するなど地域の交流も盛んになっています。



活性化施設（全景）



営農座談会



農産加工品の製造



農業体験（そば打ち）

※2 農業の生産条件等が不利な地域の実情を踏まえ、中山間地域の活性化に意欲のある地域を対象とし、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等の整備を総合的に行う事業です。

（中山間地域等直接支払制度を活用した取組等）

農業生産条件が不利な中山間地域等の支援を行い、耕作放棄地の発生防止による多面的機能の維持を図ることを目的として、平成12（2000）年度から「中山間地域等直接支払制度」が導入されています。

本制度においては、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間農業生産活動を維持することが要件となっており、平成27（2015）年度から第4期対策として実施しています。

第4期対策の特徴としては、日本型直接支払制度として法制化し、とりわけ条件の厳しい超急傾斜の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化するための「超急傾斜農地保全管理加算」を新設するとともに、広域化を図る集落協定を支援する「集落連携・機能維持加算」を拡充しています。

平成27（2015）年度の実績は、九州では165市町村で計5,708協定が締結され、その交付面積は約8万2千haを見込み、本制度によって、農地や水路・農道等の維持管理のほか、機械・農作業の共同化、農産物の加工・販売、都市住民との交流等、農業のみならず地域の活性化につながる様々な取り組みが展開されています。

【法人との連携による遊休農地の活用と6次産業化（宮崎県ごかせちよう五ヶ瀬町）】

じんばば陣・馬場集落では、平成17（2005）年度から「中山間地域等直接支払制度」に取り組み、現在、協定内20戸の農家の協定農用地の一部を（株）宮崎茶房に委託・集積し、共同取組活動は集落一体で実施する中で農業生産活動に取り組んでいます。

本制度に取り組んだことにより、農家間の話し合いや連帯感が構築され、集落活動が活性化しています。



お茶の摘み取り風景



お茶の販売風景

その結果、高齢化等により発生する遊休農地を活用して、お茶の生産拡大を図るとともに、生産したハーブやしょうが、地元の柚子を使用して、お茶とブレンドした新たな商品も開発し、現在は約50種類もの商品化を行っています。また、加工所とも連携して製造したかりんとうを全国に発送しています。

さらに、有機農業に努め、JASの認定を受けたお茶を消費者に提供しています。

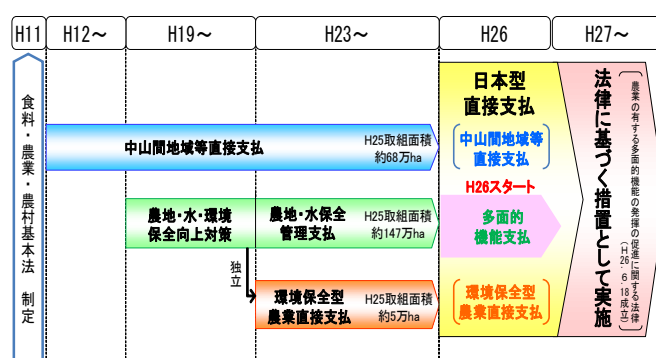
（３）農地・農業用水等の保全管理の現状と取組

ア 保全管理の現状

多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続を支援する多面的機能支払が平成26年度に創設されました。

さらに、平成27（2015）年4月、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、これらの取組が法律に基づいて、国、県及び市町村が相互に連携を図りながら実施されています（図4-10）。

図4-10 日本型直接支払の導入までの経緯



多面的機能支払は、農業者等により組織された活動組織が行う共同活動を支援するもので、「農地維持支払」と、「資源向上支払」で構成されており、農地維持支払は、水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動等を対象として、資源向上支払は、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった、地域資源の質的向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動等を対象としています。

これらの水路・農道等の地域資源を管理する共同活動を支援することにより、多面的機能の発揮を促進するとともに、地域で担い手を支えることで農業の構造改革を後押ししていくこととしています。

九州の平成27（2015）年1月末現在の取組の見込みとして、農地維持支払は24万6,504haの農用地を対象に4,821組織、資源向上支払（共同活動）は22万4,982haの農用地を対象に4,070組織、資源向上支払（施設の長寿命化）は12万4,910haの農用地を対象に2,022組織が活動に取り組んでいます。

【あさぎり町広域協定（熊本県あさぎり町）】

～地域を超えた連携・活性化を目指して～

あさぎり町広域協定は、熊本県あさぎり町に存在した25の組織が1つになり、平成27（2015）年6月にできたばかりの広域協定です。

あさぎり町では、今後農業者が減少して高齢化が進むと、作業に出てくることが少なくなり、活動も進まなくなることを見込み、早めに集落や組織の垣根を越えたつながりを作り、組織間で連携を図っていくべきと考え、組織の広域化に取り組んでいます。広域化によって生まれた「地域の垣根を越えた連携」により、先代から受け継がれてきた地域の宝である豊かな自然や美しい農村景観、そして農産物を守り、これからは広域化のメリット

を最大限に生かした活発な活動が続けて行くこととしています。



樋門操作体験勉強会



水田魚道の研修会

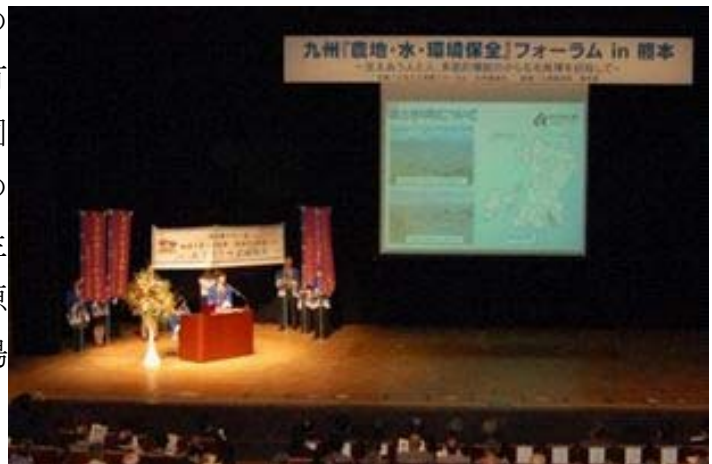


法面の草刈り

イ 多面的機能支払交付金にかかる関係機関の取組

九州では、活動組織の更なる意識の高揚と情報の共有化を図るため、「ふるさと環境フォーラム・九州連絡会」の主催による『九州「農地・水・環境保全」フォーラム in 熊本（平成27年11月）』をはじめ、シンポジウム、活動組織の集い等、様々な取組が行われています。

取組の中で行われる活動組織の事例発表を通じて、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農用地、水路、農道等の農業資源に加え、自然・景観・生物多様性・伝統文化等の地域資源を保全・継承することへの意識高揚が図られました。



事例発表の様子（「農地・水・環境保全」フォーラムin熊本）

～各県で開催された取組～

- | | | |
|----------|------|-----------------------------|
| 平成27年 7月 | 長崎県 | 「平成27年度長崎県多面的機能支払取組拡大大会」 |
| 27年 9月 | 鹿児島県 | 「平成27年度鹿児島県水土里サークル活動推進大会」 |
| 28年 2月 | 福岡県 | 「平成27年度多面的機能支払交付金の実施に係る研修会」 |
| ～ 3月 | | |
| 28年 2月 | 佐賀県 | 「平成27年度佐賀県農地・水・環境フォーラム」 |
| 28年 3月 | 熊本県 | 「くまもと・むらの再生フォーラム」 |

3 荒廃農地の現状と解消に向けた取組

(1) 耕地面積と耕地利用率

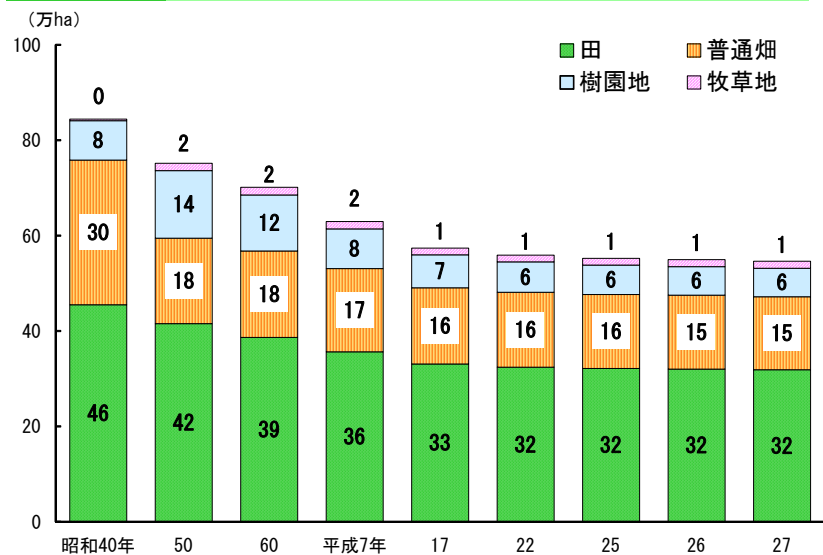
(九州の耕地面積は3,800ha減少)

平成27(2015)年7月15日現在の九州の耕地面積(田畑計)は54万5,900haで、荒廃農地、宅地等への転用により、前年に比べて3,800ha減少しました。

田畑別にみると、田は31万8,500ha、畑は22万7,400haで、前年に比べてそれぞれ1,800ha、2,000ha減少しました(図4-11)。

耕地面積は、年々減少を続け、平成27(2015)年では昭和40(1965)年の3分の2まで減少していますが、近年では荒廃農地対策の推進等によって畑の復旧が行われるなどにより減少幅が緩やかになっています。

図4-11 耕地面積の推移(九州)



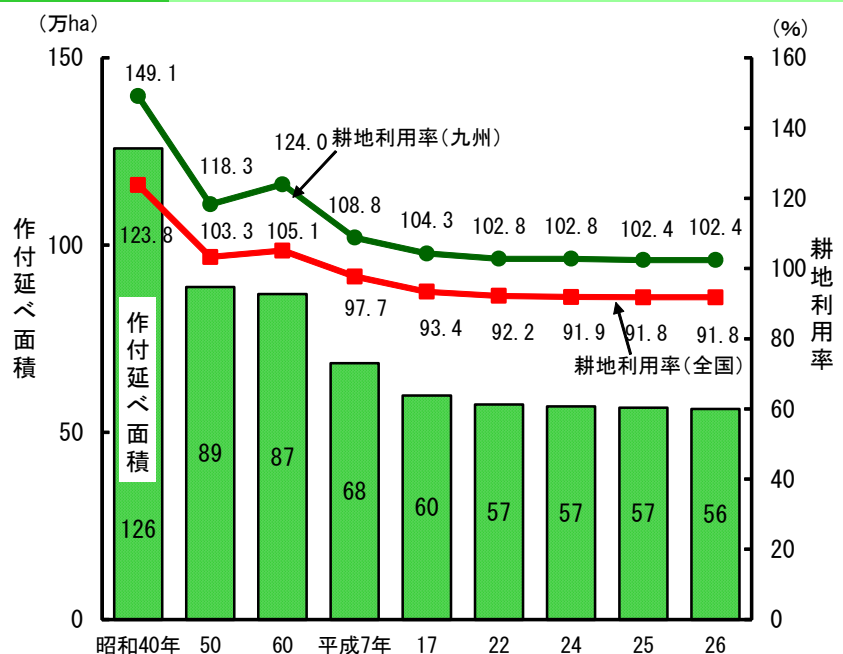
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(九州の耕地利用率は前年並み)

平成26(2014)年の耕地利用率(九州)は102.4%で、前年並みとなりました。これは、水稻の作付けが減少したものの、麦類、豆類及び飼肥料作物等の作付けが増加したためです。

耕地利用率の動向をみると昭和40(1965)年の149.1%から昭和50(1975)年には118.3%と大幅に低下したものの近年は横ばいで推移しています(図4-12)。

図4-12 作付延べ面積と耕地利用率の推移(九州)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

（２）荒廃農地解消の取組

ア 荒廃農地の実態及び解消面積

「平成26年の荒廃農地の面積について」によれば、九州の「再生利用が可能な荒廃農地」は2万6,400haとなっています。また、再生利用された荒廃農地は2,042haとなっています（表4-4）。

荒廃農地の増加は、国土保全や水源涵養^{かんよう}など、農業の有する多面的機能の低下や、病虫害、鳥獣被害の発生等にも結びつくおそれがあることから、その解消や発生防止を図ることが必要です。

表4-4 荒廃農地の面積（平成26年実績値）

区 分	荒廃農地面積 (ha)	再生利用が可能な 荒廃農地 ^{かんよう} (ha)		再生利用された面積 (ha)
		再生利用が可能な 荒廃農地 (ha)	再生利用が困難と 見込まれる荒廃農地 (ha)	
全 国	273,454	130,090	143,364	10,123
九 州	68,228	26,400	41,828	2,042
福 岡 県	4,528	2,242	2,287	247
佐 賀 県	4,488	3,037	1,451	49
長 崎 県	17,359	5,345	12,014	586
熊 本 県	9,409	4,515	4,895	252
大 分 県	10,044	3,050	6,994	247
宮 崎 県	2,768	1,501	1,268	160
鹿 児 島 県	19,631	6,711	12,920	502
（参考） 九州（25年）	67,722	28,194	39,528	3,061

資料：農林水産省「平成26年の荒廃農地の面積について」

注1：調査は、平成26年1月から平成26年12月まで実施し、実績値（東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の町村等12市町村を除く）である。

2：「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のことをいう。

3：「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」

4：「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する」荒廃農地

イ 荒廃農地解消への取組

荒廃農地の解消のため、九州の各県、市町村では耕作放棄地対策協議会が設置され、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した、雑木の除去や土づくり等荒廃農地の再生・利用に向けた取組のほか、県単独事業等を活用した、農地再生や農業施設の整備等の取組が進められています。

また、平成24（2012）年度からは、集落や地域における話し合いを通じて、今後の担い手への農地集積方法や地域農業のあり方等を定める「人・農地プラン」の策定を推進しており、荒廃農地対策が同プランに位置付けられることで更なる荒廃農地の発生抑制や解消につながるものと期待されます。

【肉用牛放牧により荒廃農地を解消（長崎県諫早市）】

諫早市では、荒廃農地に放牧を推進して、農地の荒廃を解消するとともに肉用牛経営の生産性向上に取り組んでいます。

同市小長井地区の畜産農家は、平成12（2000）年に自己所有地の2haで放牧を始め、更なる規模拡大を考えていたところ、県出先機関等から牛舎の近くの荒廃農地を放牧に活用してはと提案を受けました。荒廃農地を借り受け、そこに繁殖雌牛を放牧し、繁茂した雑草を食べさせることにより農地として再生しました。再生した農地には、牧草等を播種して管理しています。

荒廃農地を再生した放牧面積は、年々拡大して現在約8haまで伸びています。また、放牧することで、繁殖成績の向上や子牛の疾病の減少、飼料代の削減など、飼養管理の省力化が図られ、生産性の向上に繋がりました。

諫早市を含めた長崎県央地域では、平成25（2013）年度までに約18haで荒廃農地を活用した放牧が行われており、荒廃農地解消の有力な方策となっています。



荒廃農地を活用した放牧

4 鳥獣被害とその対策

（農作物被害の状況について）

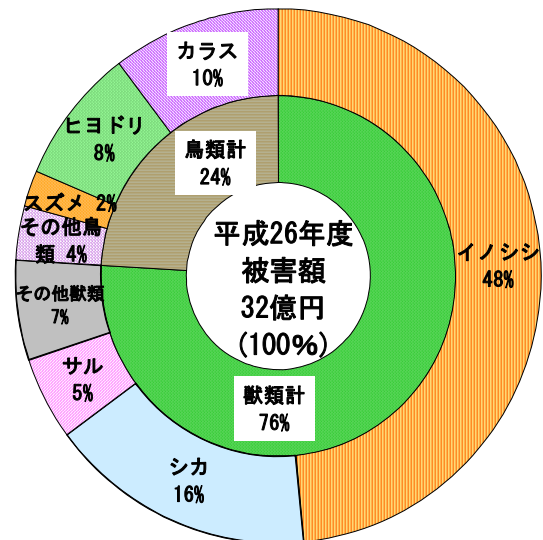
全国的に野生鳥獣の生息分布域が拡大し、平成26（2014）年度の農作物の被害金額は191億円となるなど、毎年約200億円規模の被害が発生しています。

九州では、イノシシ、シカを中心にして約32億円の被害報告があります。獣種別にみると、獣類では、イノシシが48%と半数を占め、次いで、シカ16%、サル5%の順となっており、鳥類では、カラスが10%で最も多く、次いで、ヒヨドリ8%、スズメ2%となっています（図4-13）。



イノシシによる食害（かぼちゃ）

図4-13 獣種別農作物被害額(九州)



資料：農林水産省

野生鳥獣による被害について、特に、収穫時の被害は、被害金額に現れない営農意欲の減退、ひいては不作付地の増加にも大きくつながることが懸念されています。

また最近では、農林水産業に係る被害に加えて、鳥獣等が住宅街に現れることによる人の身体等への被害や交通事故等の生活環境被害の影響についても懸念されています。

（鳥獣被害防止特措法に基づく地域主体の取組）

このように鳥獣による被害が深刻化・広域化していることから、平成20（2008）年2月に「鳥獣被害防止特措法[※]」が施行されました。この法律に基づき、被害軽減の目標値や取組方針等を定めた被害防止計画を作成した市町村には、国が財政上の措置を講じるなど、各種の措置が受けられます。

平成27（2015）年10月末現在、九州では全市町村の9割以上に当たる223市町村（管内の全市町村数233）が計画を作成し、地域主体の取組が着実に進んでいます（表4-5）。

※ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」

表4-5 被害防止計画の作成状況
(平成27年10月末現在)

区 分	全市町村数	被害防止計画作成
全 国	1,741	1,432
九 州	233	223
福 岡 県	60	57
佐 賀 県	20	20
長 崎 県	21	21
熊 本 県	45	44
大 分 県	18	17
宮 崎 県	26	26
鹿 児 島 県	43	38

資料：農林水産省

注：東京都の特別区(23区)を含む。



侵入防止柵（金網）とテキサスゲート※

（被害防止計画に基づく取組に対する総合的な支援）

農林水産省では、市町村が作成した被害防止計画の取組を、鳥獣被害防止総合対策交付金により総合的に支援しています。

平成27（2015）年度は、鳥獣被害対策実施隊による捕獲等地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備及び県域をまたがる複数の市町村が連携して行う広域的な取組に対する支援を実施しました。

また、野生鳥獣の個体数増加に対応するため、捕獲を含めたサルの総合対策や捕獲経費の直接支援、捕獲機材（わな）の購入、ICT等を用いた被害防止活動、地域リーダーの研修等を支援しています。

さらに、市町村が作成した被害防止計画を適切に実施するため、捕獲をはじめとする被害防止活動の担い手である「鳥獣被害対策実施隊」が、全国で1,012市町村、九州では211市町村（平成27（2015）年10月末現在）に設置されています(表4-6)。

（九州農政局の取組）

九州地域において、野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的な防除のあり方を検討する場として、九州地域野生鳥獣対策連絡協議会を設置し、定期的に情報交換を行っています。現在、協議会構成機関である九州森林管理局並びに九州地方環境事務所と連携し、国有林や国立公園等に隣接する地域における

表4-6 鳥獣被害対策実施隊の設置状況
(平成27年10月末現在)

区 分	全市町村数	鳥獣被害対策実施隊の設置数
全 国	1,741	1,012
九 州	233	211
福 岡 県	60	54
佐 賀 県	20	20
長 崎 県	21	21
熊 本 県	45	38
大 分 県	18	17
宮 崎 県	26	26
鹿 児 島 県	43	35

資料：農林水産省

注：東京都の特別区(23区)を含む。

※ フェンスで封鎖できない道路等の開口部分に、シカ等の歩行が困難な形状に加工したグレーチングを、深さ30cm以上の溝の上部に敷設することによりシカ等の農地等への侵入を防止するもの。

実態・要望を踏まえた具体的な課題、対応策を検討しています。

また、「鳥獣被害の現状と対策について（九州農政局版）」や「九州管内におけるジビエの普及のための取組事例」を作成し、九州各地の取組事例等をホームページ※に掲載することにより、各地域での被害防止活動の推進及び有害鳥獣の食肉利用（ジビエ）の普及を図っています。

【平成27年度 鳥獣被害対策優良活動表彰において 九州管内より農林水産大臣賞と農村振興局長賞を受賞】

農林水産省では、鳥獣被害対策に取り組み、被害防止活動への貢献が顕著であると認められる個人及び模範となる団体の表彰を通じて、その取組を広く紹介することにより、各地域での被害防止活動の推進を図ることを目的として、平成21（2009）年度から、「鳥獣被害対策優良活動表彰」を実施しています。



表彰式の様子

《農林水産大臣賞（団体の部） 熊本県の松尾集落^{まつお}》



柵の施工の様子

熊本県の松尾集落は、かつては山林付近では収穫が皆無となるなど鳥獣被害が深刻でしたが、集落一丸となって被害を撲滅しました。これにより営農意欲が向上するとともに、放任果樹園の復旧や特産加工品の販路拡大、視察の受入や大学と連携した鳥獣被害対策等の情報発信等にも取り組んでおり、県内外の集落の模範として貢献していることが評価され、農林水産大臣賞を受賞しました。

《農村振興局長賞（団体の部） 鹿児島県の阿久根市^{あくねし}有害鳥獣捕獲協会》

一般社団法人阿久根市有害鳥獣捕獲協会は、鳥獣被害に悩む農業者と食肉処理施設との効果的な連携体制を構築し、ジビエに適した「わな猟」による鳥獣の捕獲と良質な食肉の供給を積極的に推進しています。特に、ジビエの効率的な利活用体制を整備することにより、被害対策とジビエへの活用を両立させる取組のモデルとして評価され、農村振興局長賞を受賞しました。



シカ肉の処理の様子

※ 九州農政局ホームページ「鳥獣害対策情報」

→http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/cyoujyugai/cyoujyugai_index2.html

5 エネルギー生産への農山漁村の資源の有効活用

(1) 再生可能エネルギー導入の取組

農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャルがあります。

九州は太陽光や水力等、自然エネルギーに恵まれており、平成24（2012）年7月から開始された固定価格買取制度を利用することにより、再生可能エネルギーによる農山漁村の活性化が期待されます（表4-7）。

一方、各地域で再生可能エネルギー発電を行うための土地需要が増加し、農地の利用を求める動きも増大していることから、発電設備の急激な整備により、農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が失われ、これらの機能の発揮に支障を来す可能性もあります。このため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する法制度として、農山漁村再生可能エネルギー法[※]が、平成26（2014）年5月に施行されました。

既に九州地方では、農山漁村の地域資源を活用した太陽光発電や風力発電、小水力発電等の取組が進められています（図4-14）。

九州農政局では、農山漁村再生可能エネルギー法を活用した農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の取組が各地に広がるよう、同法律の周知や活用に当たっての必要な情報提供、助言、事業構想から発電事業を始めるまでの間に必要な取組等へ支援を行いました。

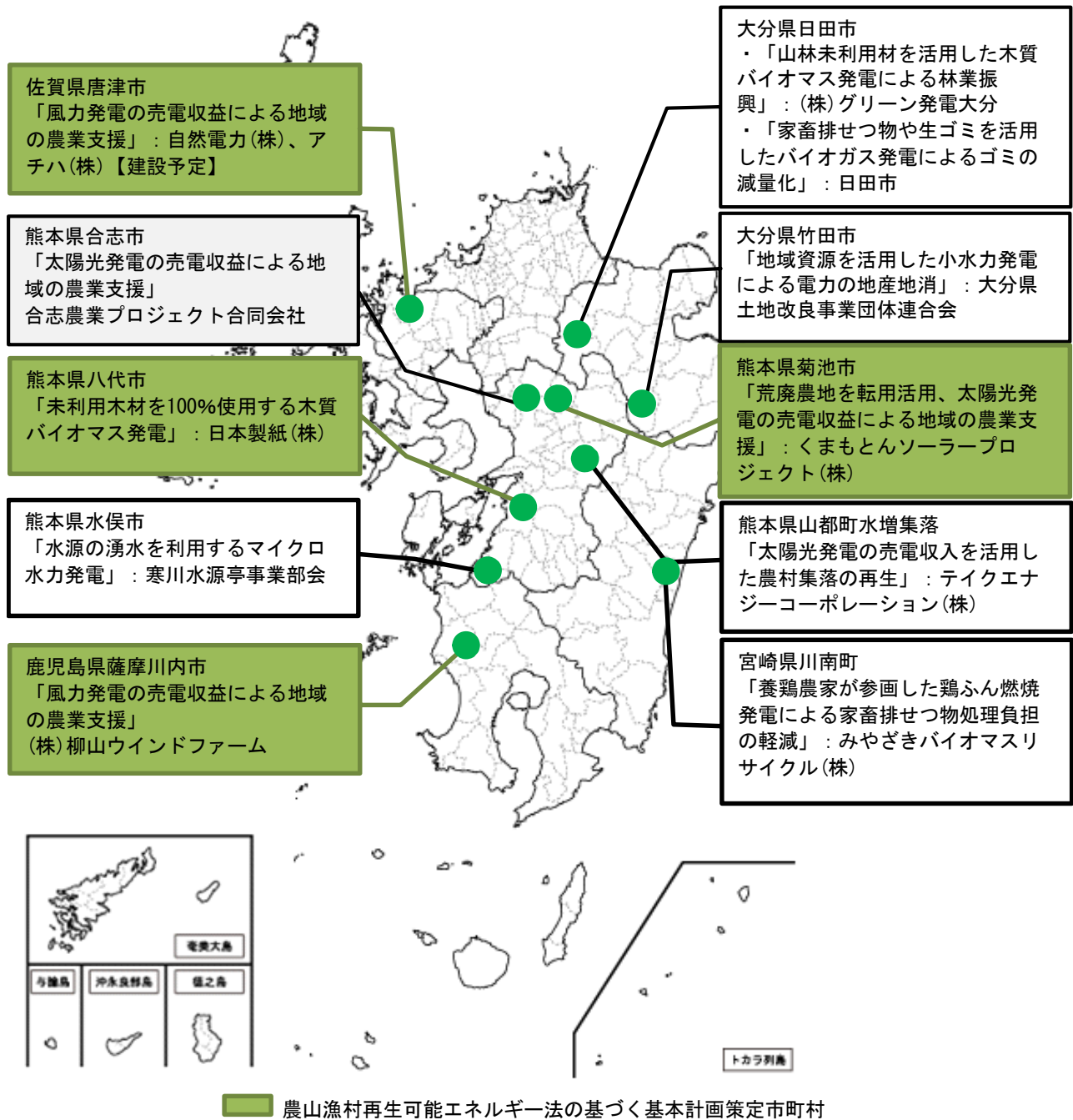
表4-7 固定価格買取制度の買取価格・期間
(平成27年度の買取価格)

電源	調達区分		調達価格(税抜き)	買取期間
太陽光	10kW以上	平成27年4/1～6/30 (利潤配慮期間)	29円/kWh	20年
		平成27年7/1～	27円/kWh	
	10kW未満 (余剰買取)	出力制御対応機器 設置義務なし	33円/kWh	10年
		出力制御対応機器 設置義務あり	35円/kWh	
	10kW未満 (ダブル発電・余剰買取)	出力制御対応機器 設置義務なし	27円/kWh	
		出力制御対応機器 設置義務あり	29円/kWh	
風力	20kW以上		22円/kWh	20年
	20kW未満		55円/kWh	
	洋上風力		36円/kWh	
地熱	1.5万kW以上		26円/kWh	15年
	1.5万kW未満		40円/kWh	
中小水力	1,000kW以上30,000kW未満		24円/kWh	20年
	200kW以上1,000kW未満		29円/kWh	
	200kW未満		34円/kWh	
	1,000kW以上30,000kW未満		14円/kWh	
(既設導水路 活用型)	200kW以上1,000kW未満		21円/kWh	
	200kW未満		25円/kWh	
バイオマス	メタン発酵ガス (バイオマス由来)		39円/kWh	20年
	間伐材等由来の木質バイオマス 2,000kW未満		40円/kWh	
	間伐材等由来の木質バイオマス 2,000kW以上		32円/kWh	
	一般木質バイオマス・農作物残さ		24円/kWh	
	建設資材廃棄物		13円/kWh	
	一般廃棄物 その他バイオマス		17円/kWh	

資料：経済産業省資源エネルギー庁の資料を基に九州農政局で作成。

※ 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」

図 4-14 九州地方における農山漁村由来の資源を活用した発電の主な取組事例



資料：九州農政局食品企業課調べ

注：九州農政局管内の全ての再生可能エネルギー発電施設を網羅しているものではありません。

【佐賀県初の農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画策定事例 (佐賀県唐津市)】

佐賀県唐津市は、豊かな風土、地理的特性から、多くの再生可能エネルギー利用のポテンシャルを有しています。

そのポテンシャルを活かし、農林漁業の発展に資するため、同市は平成28（2016）年2月、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を策定しました。

現在、同市相賀地区と湊町地区の農地に、出力約2メガワットの風力発電設備2基が建設予定であり、発電する全量を九州電力に売電し、その売電収入の1%を、地域農業の保全及び地域の将来を見据えた農業活動の支援に還元することとしています。



建設予定地

（2）小水力発電等の再生可能エネルギーの有効利用に向けて

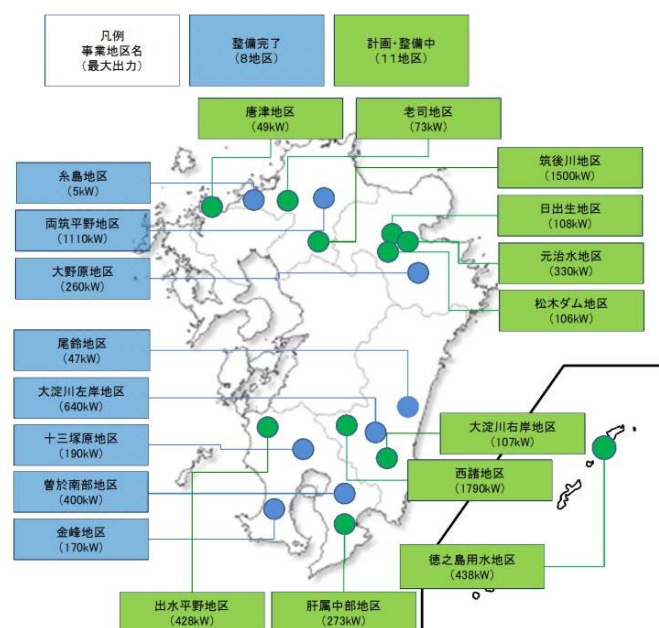
近年、揚水ポンプ等電力を使用する土地改良施設の増加に伴い、電力料等の維持管理費が増大し、適切な機能発揮に支障が生じていることから、農村地域に賦存する水力や太陽光を活用して発電することにより、電力料の軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減にもつながる取組が進められています。

九州農政局では、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業等により、小水力等発電施設の整備に係る可能性の調査を行うとともに、概略設計や基本設計のほか、各種法令に基づく協議等の取組を支援しています。

（小水力発電施設の導入）

九州の小水力発電施設は、平成26年（2014）度の新設された2か所を含め合計8施設が稼働しており、現在、さらに11地区において設置が計画されています（図4-15）。

図4-15 九州管内の小水力発電の設置状況





発電機・水車



県営かんがい排水事業
「金峰地区」の小水力発電施設

（太陽光発電施設の導入）

九州の土地改良施設における太陽光発電は、7地区（最大出力16～124kW）で稼働しており、土地改良施設（揚水ポンプ等）への電力供給や土地改良施設等の維持管理費の軽減等に寄与しています。



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
「須古地区」（佐賀県白石町）の太陽光パネル

（３）豊富なバイオマス資源を活かして

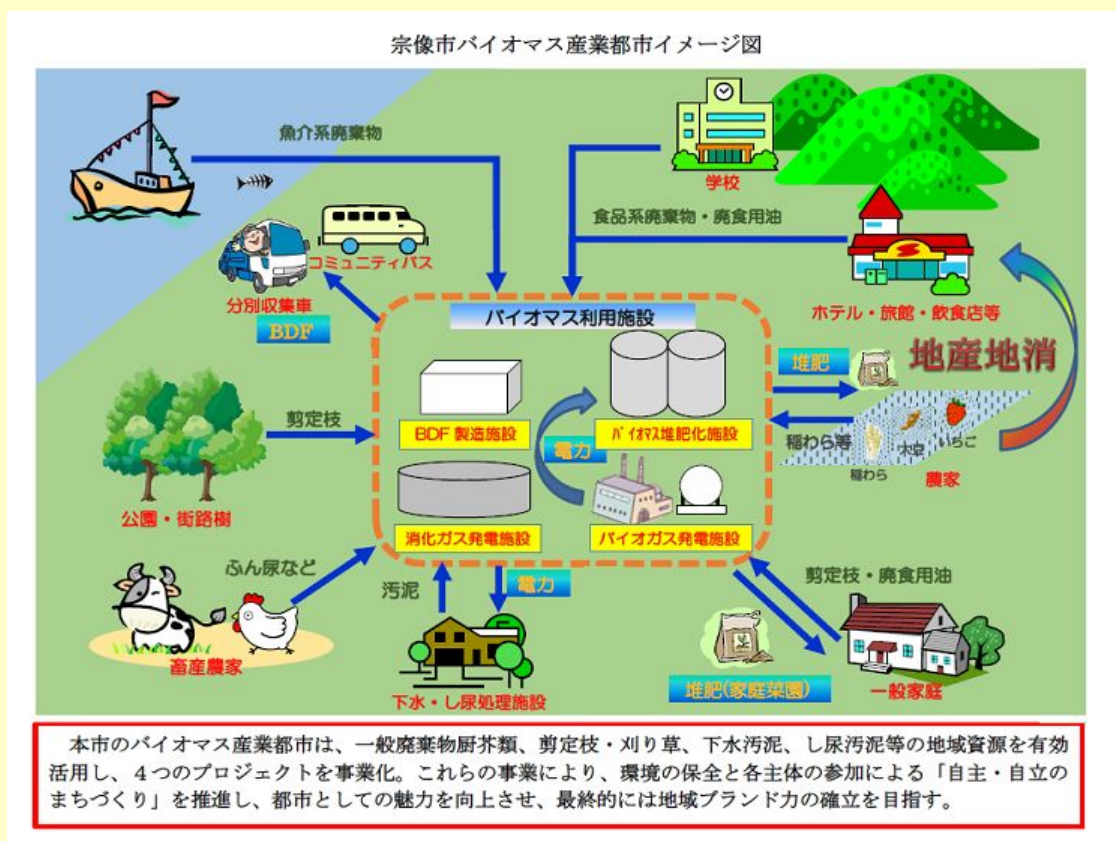
未利用バイオマス資源を有効利用するため、原料収集から製造・利用まで一貫的なシステムを構築し、地域の産業・雇用創出、地域循環型のエネルギー供給の強化を実現するための指針として、平成24（2012）年9月に国のバイオマス活用推進会議※1は「バイオマス事業化戦略」を取りまとめました。戦略では、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とする、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築を推進しています。

関係府省が共同でバイオマス産業都市構想の募集を行い、応募のあった提案の中から、先導性、実現可能性、地域波及効果等を総合的に評価しバイオマス産業都市が選定されます。農林水産業・地域の活力創造プランでは、平成30（2018）年までに全国で約100地域のバイオマス産業都市構築を目指しており、これまで、全国で34地域が選定されています。九州では、平成26（2014）年度は管内で福岡県みやま市、佐賀県佐賀市、大分県佐伯市の3地区、平成27（2015）年度も新たに、福岡県宗像市、大分県臼杵市、宮崎県小林市の3地区が選定されました。

また、現在、バイオマス活用推進会議で、策定から約5年が経過した「バイ

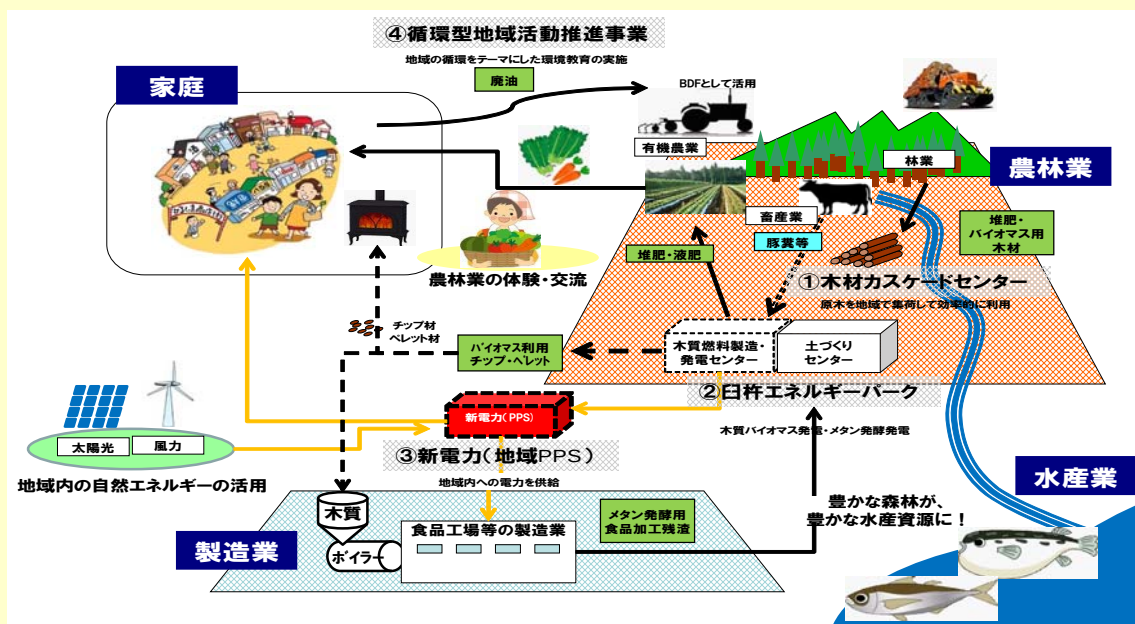
オマス活用推進基本計画」※2について、バイオマスを取り巻く情勢の変化なども踏まえつつ、これまでの実績や成果を点検し、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった、我が国の抱える課題の解決に向け再検討が行われています。

【バイオマス産業都市（福岡県宗像市）】



- ※1 バイオマス活用推進基本法に基づき設置。7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の担当副大臣又は政務官で構成。
- ※2 バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づき、バイオマスの活用促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。

【バイオマス産業都市（大分県臼杵市）】



大分県臼杵市は「ほんまもん農産物」を中心とした有機農業、水源涵養機能を高めるための持続的な林業、臼杵湾で獲れる「海のほんまもん」漁業を軸に、そこに循環する「水資源」を豊かにするために、家庭・製造業と連携した形で地域内での循環型社会の構築を目指しています。

【バイオマス産業都市（宮崎県小林市）】

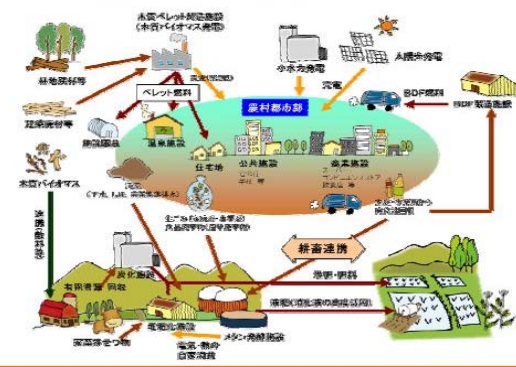
小林市バイオマス産業都市構想の概要 ～協働により『九州一 安心安全なまち小林市』を目指して～

小林市では、協働により「九州一 安心安全なまち小林市」を目指すべく将来像に掲げ市民と行政が手を取り合い一体となって住みよい小林市を創る政策を展開しています。その一翼として、本市に存在する種々のバイオマスの現状と課題を明らかにし、これを活用する事業化プロジェクトを策定し、市民(産業)と行政が協働して環境負荷と経済性を確保し、かつ災害に強いまちづくりを目指す「バイオマス産業都市構想」を実現していきます。

- ①有機性廃棄物の有効活用により環境にやさしい循環型社会の構築
- ②人と森の絆を見つめなおし持続可能な地域社会の構築
- ③循環型社会の農村都市モデルとして、人々が安全にかつ安心して暮らせる地域社会の構築

小林市バイオマス産業都市構想 モデルイメージ

小林市バイオマス産業都市構想は、市内に豊富に存在する家畜排せつ物や森林バイオマスの活用により、循環型社会の形成、災害に強いまちづくり、農畜産業、林業の振興を目指します。



小林市バイオマス産業都市構想の推進体制

